

令和2年3月10日

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原 田 英 之

静岡県内に2人目の新型コロナウイルス感染症患者が確認され、袋井市内の商業施設を訪れたことが静岡県から発表されたことにより、袋井市では、令和2年3月10日に「第3回袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」を開催し、別添のとおり市の基本方針を改定しましたのでお知らせします。

なお、今後の市内の発生状況等により、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を決定していきます。

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成

令和2年2月28日改定

令和2年3月10日改定

1 イベント等の開催について

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とする。

民間団体が主催するものについては、袋井市の意向を伝え、自粛を要請する。

また、自治会や自治会連合会の総会等は中止又は延期を要請する。

2 市民への呼びかけについて

市民へは、引き続き、感染予防対策や相談窓口等、適切な情報提供を行う。

外出の自粛や公共交通機関の利用自粛についても呼びかける。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進、不要不急の事業について、可能な限り縮小・休止等を要請する。

また、保育所、幼稚園、こども園が休園となるため、子どもを持つ従業員に対して特段の配慮を要請する。

4 市内保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校等の対応について

(1) 小中学校について

ア 3月4日(水)から臨時休業とする。

3月2日(月)・3日(火)は感染予防と休業中の生活指導を実施するため通常とし、給食も実施する。

イ 中学校の部活動は、春休み終了まで中止とする。

ウ 卒業式は中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

3月12日から当分の間、休所とする。

ただし、3月11日は開所し、通所は保護者の判断とする。

(3) 保育所、幼稚園、こども園について

ア 公立保育所、幼稚園、こども園は、3月12日から当分の間、臨時休業とする。ただし、3月11日は開所し、登園は保護者の判断とする。

イ 公立保育所、幼稚園、こども園の卒園式は、中止とする。

ウ 民間の保育所、幼稚園、こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 給食の対応について

ア 小中学校は、3月4日(水)から給食を中止する。

イ 保育所、幼稚園、こども園は、3月12日から給食を中止する。3月分の給食費は徴収しない。

(5) 図書館、月見の里学遊館、郷土資料館、近藤記念館について

3月11日から当分の間、臨時休館とする。

5 市内公共施設について

不特定多数が利用するコミュニティセンター、さわやかアリーナ、風見の丘、メロープラザ等については、当分の間、臨時休館とする。

6 新型コロナウイルス感染症防止対策として適切な感染予防策を講じる。

(1) 出入口に手指消毒薬を設置する。

(2) 体調不良者は、外出を控えるよう広報する。

(3) マスク着用等、個人でも感染予防策をとるよう広報する。

7 今後の発生状況により、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を決定する。

8 基本方針に関する問合せ先は、袋井市総合健康センター健康づくり課健康企画室（電話：0538-84-6127）とする。